

# 令和6年11月市議会 教育厚生委員会資料

## 所管事項調査に係る資料

### 目次

	頁
1 長崎市こども計画の策定について . . . . .	P 2～13
2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準の改正について . . . . .	P14～15
3 「子どもを守るネットワーク」と「地域コミュニティ連絡協議会」に おけるモデル事業の検証等について . . . . .	P16～20

こども部  
令和6年11月

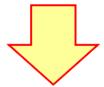
# 1 長崎市子ども計画の策定について

## (1) 子ども政策の現状

【子ども政策に関する国の状況】

子ども家庭庁 令和5年4月1日発足

子ども基本法 令和4年6月成立 → 令和5年4月1日施行



子ども政策全般にわたる基本方針

**子ども大綱** (子ども基本法第9条、令和5年12月22日閣議決定)

【概要】 子ども基本法に基づき、子ども施策の基本的な方針及び重要事項等を定める。概ね5年見直し

→ **【国】子どもまんなか実行計画(R6.6月)**

・子ども大綱の下で進める具体的内容を示す計画  
※R6「骨太の方針」に反映

→ **【都道府県】子ども計画(長崎県R6策定予定)**

・子ども大綱を勘案して子ども施策に関する計画

→ **【市町村】子ども計画**

・子ども大綱を勘案して子ども施策に関する計画

子ども・子育て政策の抜本強化  
予算・財源の確保→将来的な予算倍増へ

**子ども未来戦略** (令和5年12月22日閣議決定)

次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたもの。

【基本理念】

- ①若い世代の所得を増やす
- ②社会全体の構造・意識を変える
- ③すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援

**少子化対策「加速化プラン」**

・今後3年間 (R6~R8) の集中的に取り組む具体的な施策を示したもの。

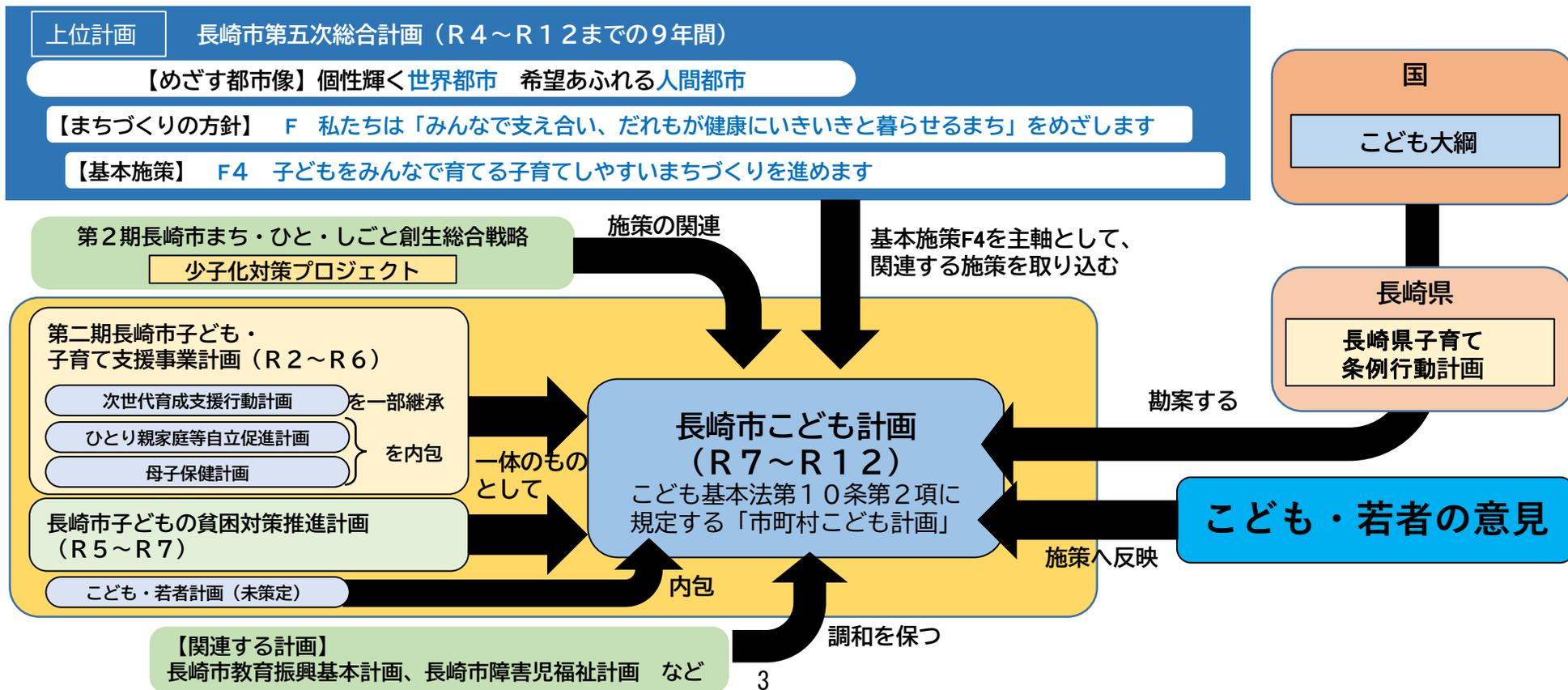
## (2) 長崎市こども計画について

### 【長崎市こども計画の位置づけと性格】

- ア 「長崎市総合計画」を上位計画とし、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「長崎市教育振興基本計画」、「長崎市障害児福祉計画」など、長崎市のこども・子育て支援に関する事項を定めた、関連する計画との調和が保たれたもの
- イ こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」であり、第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画の後継となる計画
- ウ こども基本法第10条第5項の規定により「長崎市子どもの貧困対策推進計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を包含する**一体のものとして作成**

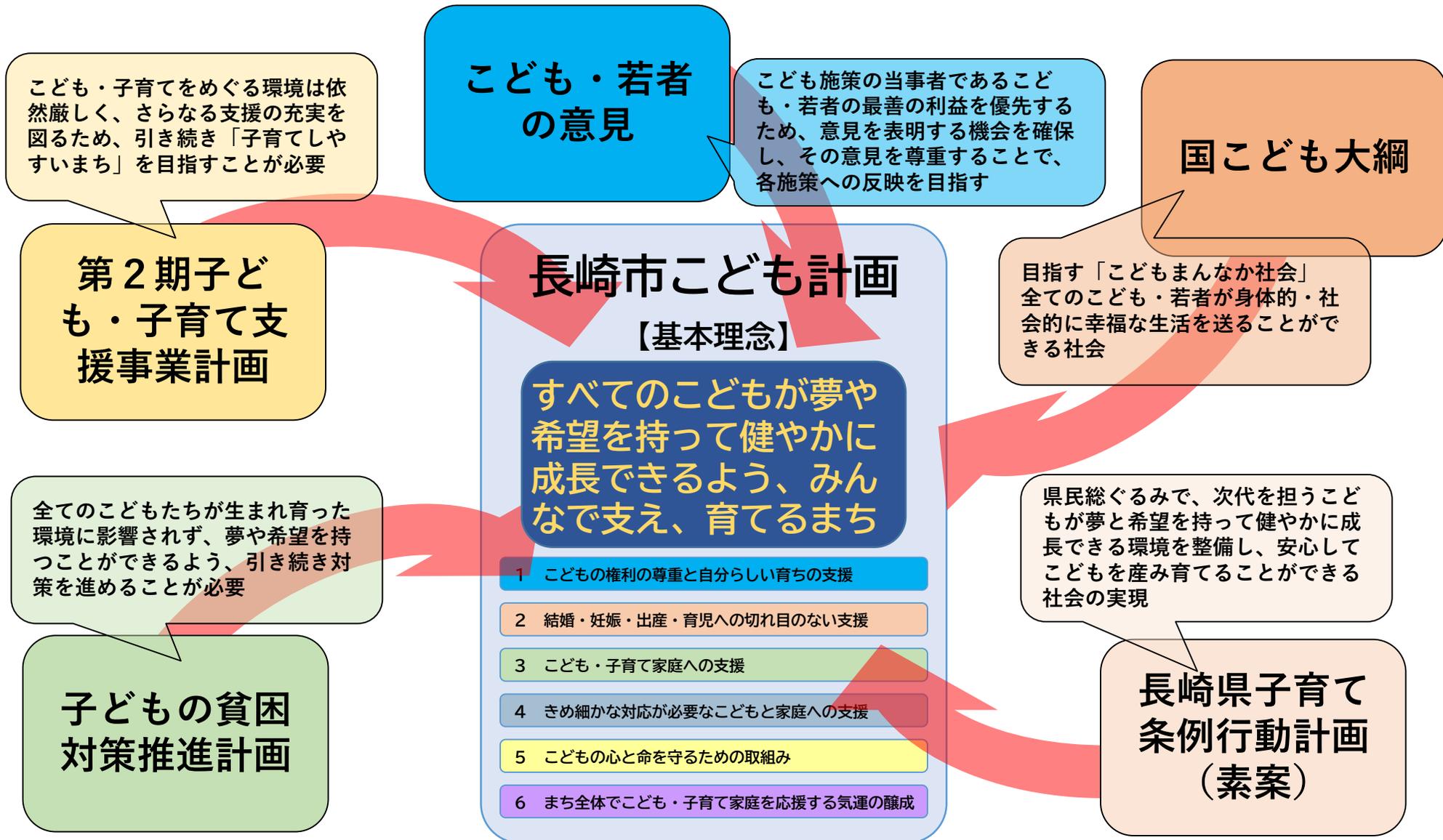
### 【一体の計画とする理由】

- こども施策に全体として統一的に横串を刺すことができる
- 住民にとって一層わかりやすいものとなる
- 事務負担の軽減を図ることができる  
「自治体こども計画策定のためのガイドライン」より



## (2) 長崎市こども計画について

【こども計画の各種要素のイメージ】



## (2) 長崎市こども計画について

### 【計画の期間】

令和7年度から令和12年度までの6年間

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
総合計画	第四次計画		第五次計画									
			前期基本計画				後期基本計画					
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画											①
長崎市こども計画						第1期長崎市こども計画						
貧困対策推進計画						第1期計画		②				

- ①計画期間については、令和7年度から令和12年度までの6年間（総合計画の後期基本計画と終期を合わせる）
- ②貧困対策推進計画については令和7年度までとなっているが、長崎市こども計画にその内容を内包し、令和7年度で計画を廃止

## (2) 長崎市こども計画について

### 【計画の基本理念と基本施策】

長崎市こども計画の構成は、長崎市のこども施策全体に横串を刺すこと、また市民にとってわかりやすい計画になることを念頭に、国のこども大綱の基本方針に加え、既存計画の理念や施策の継承を意識しながら、次の6つの柱を定める。

# 長崎市こども計画

## 【基本理念】

すべてのこどもが夢や希望を持って  
健やかに成長できるよう、みんな  
支え、育てるまち

## 【基本施策】

- 1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援
- 2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援
- 3 こども・子育て家庭への支援
- 4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援
- 5 こどもの心と命を守るための取組み
- 6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

## (2) 長崎市こども計画について

### 【国・長崎県の方針等と長崎市こども計画「基本施策」の相関】

国のこども大綱の「基本的な方針」及び長崎県の子育て条例行動計画の「基本施策」と、長崎市こども計画の施策体系の比較。

#### 国こども大綱「基本的な方針」

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

勘案

#### 長崎県子育て条例行動計画（素案）「基本施策」

- ① こどもまんなか社会の実現
- ② 妊娠・出産の支援
- ③ こどもや子育て家庭への支援
- ④ 仕事と生活が調和する社会の実現
- ⑤ きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援
- ⑥ 安全・安心な子育ての環境づくり
- ⑦ 県民総ぐるみの子育て支援
- ⑧ こどもの心と命を守るための取組

勘案

#### 長崎市こども計画「基本施策」

##### 1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

##### 2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

##### 3 こども・子育て家庭への支援

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

##### 4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

##### 5 こどもの心と命を守るための取組み

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

##### 6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

国大綱 ①②③④⑤⑥

県計画 ①②③④⑤⑥⑦⑧

## (2) 長崎市こども計画について

### 【長崎市の既存計画等と長崎市こども計画「基本施策」の相関】

第2期子ども・子育て支援事業計画及び貧困対策推進計画と、長崎市こども計画の施策体系の比較。

#### 第2期子ども・子育て支援事業計画「基本施策」

- ① 幼児期の教育・保育の充実
- ② 地域子ども・子育て支援事業の推進
- ③ 子育ての負担軽減
- ④ 子どもの育ちへの支援
- ⑤ 母と子の健康への支援
- ⑥ 児童虐待等の防止
- ⑦ ひとり親家庭への支援
- ⑧ 障害児への支援
- ⑨ 子育てと仕事の両立

#### 子どもの貧困対策推進計画「重点施策」

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

#### こども・若者計画「基本的な方針」(国指針)

- ① 全ての子供・若者の健やかな育成
- ② 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

一体として

内包

#### 長崎市こども計画「基本施策」

##### 1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

こ・若

##### 2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

##### 3 こども・子育て家庭への支援

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

こ・若

##### 4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

##### 5 こどもの心と命を守るための取組み

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

##### 6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

子・子 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困 ①②③④

## (2) 長崎市こども計画について

### 【各基本施策の取組概要】

#### 【基本施策】

1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

3 こども・子育て家庭への支援

4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

5 こどもの心と命を守るための取組み

6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する  
気運の醸成

#### 【取組概要】

こどもの権利に関する理解の促進やこどもの意見表明の機会、居場所の確保などについての取組みを進める

結婚、妊娠・出産期、子育て期の各ライフステージを通した切れ目のない継続的な支援を行うとともに、こどもの健やかな成長を支援する取組みを進める

教育・保育の量の確保及び質の向上、学校教育の充実によるこどもの支援のほか、子育て家庭の負担軽減に関する取組みを進める

生活困窮やひとり親家庭、障害児支援のほか、特に配慮を要するこどもとその家庭を支援する取組みを進める

こどもの安全対策、虐待・いじめの発生予防、また早期発見・早期対応にむけた支援体制の充実などの取組みを進める

地域や商店街、職場など、こどもを取り巻くあらゆる環境において子育てを応援する環境整備、気運醸成等の取組みを進める

## (2) 長崎市こども計画について

### 【各基本施策の取組概要】

各基本施策に連なる個別施策について、想定される取組み例を列挙。

#### 基本施策1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

##### 個別施策

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1)こどもの意見表明・意見反映     | こどもたちが意見を表明する機会や、意見を反映する仕組みづくり など                     |
| (2)こどもが遊び・学び・過ごす場の充実 | あぐりの丘の運営や各種公園などの整備、放課後児童クラブや放課後子ども教室の推進、こどもの居場所の充実 など |

#### 基本施策2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

##### 個別施策

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1)結婚を希望する人を後押しする取組み | 出会いの場の創出 など   |
| (2)妊娠・出産・育児の支援       | こども家庭センターにおける妊産婦や子育て家庭等の相談支援、産後ケアの実施、乳児期家事代行サービス など       |
| (3)こどもの健やかな成長への支援    | 健康診査等の実施、予防接種の実施、未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療に対する支援 など |

## (2) 長崎市こども計画について

### 基本施策3 こども・子育て家庭への支援

#### 個別施策

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 幼児期の教育・保育の量の確保、質の向上 | 適切な保育の量の確保、多様な保育ニーズへの対応、保育士等への研修支援及び処遇改善、働きやすい職場環境の整備 など                                  |
| (2) 学齢期の健やかな心と体の育成      | 読書活動の推進、体力向上の取組み など   |
| (3) 「確かな学力」の向上          | ICT機器の効果的な活用、学校訪問指導や研修会の実施 など   |
| (4) 家庭・学校・地域の連携による教育の充実 | 幼保小連携の推進 など   |
| (5) 安全・安心に学べる教育環境の整備    | 学校規模の適正化と適正配置の推進 など   |
| (6) 子育てに関する精神的負担の軽減     | 子育て応援情報サイト「イーカオ」の充実、子育て応援アプリの充実、こども・子育てイーカオ相談の周知・充実、地域の身近な場所での相談、お遊び教室の開催、子育て支援センターの充実 など |
| (7) 家庭の子育て力向上の支援        | 育児学級の実施、父親への子育て支援、ファミリー・プログラムの実施、子育て応援講座 など   |
| (8) 経済的支援の充実            | 児童手当の支給、こども福祉医療費の支給、助産の実施、就学援助制度、保育料の第二子無償化、妊婦のための支援給付 など                                 |

## (2) 長崎市こども計画について

### 基本施策4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

#### 個別施策

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1)障害児への支援      | 特別児童扶養手当の支給、発達障害児の早期発見・早期療育、認定こども園・放課後児童クラブでの受け入れ促進、医療的ケア児への支援の充実 など |
| (2)ひとり親家庭等の自立支援 | 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭福祉医療費の支給、保育料等の減免、就業のための資格取得等への支援、養育費確保支援 など          |
| (3)こどもの貧困対策     | 生活困窮世帯等のこどもに対する進路選択等の支援、こども食堂の充実、生活困窮世帯等のこどもへの生活支援、ヤングケアラーへの支援 など    |

### 基本施策5 こどもの心と命を守るための取組み

#### 個別施策

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1)虐待・いじめ・不登校等の発生予防       | 子どもを守る条例の周知・啓発、こども家庭センターとこども相談センターの周知、親子の心の相談の実施 など |
| (2)虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実 | 相談窓口の充実や関係機関との連携、職員の資質向上 など                         |
| (3)特に配慮を要するこどもへの支援        | 児童相談所をはじめとする要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携 など                |
| (4)こどもの安全対策の推進            | 補導活動、インターネットやSNS利用のルールづくり、子どもを守るネットワーク活動 など         |

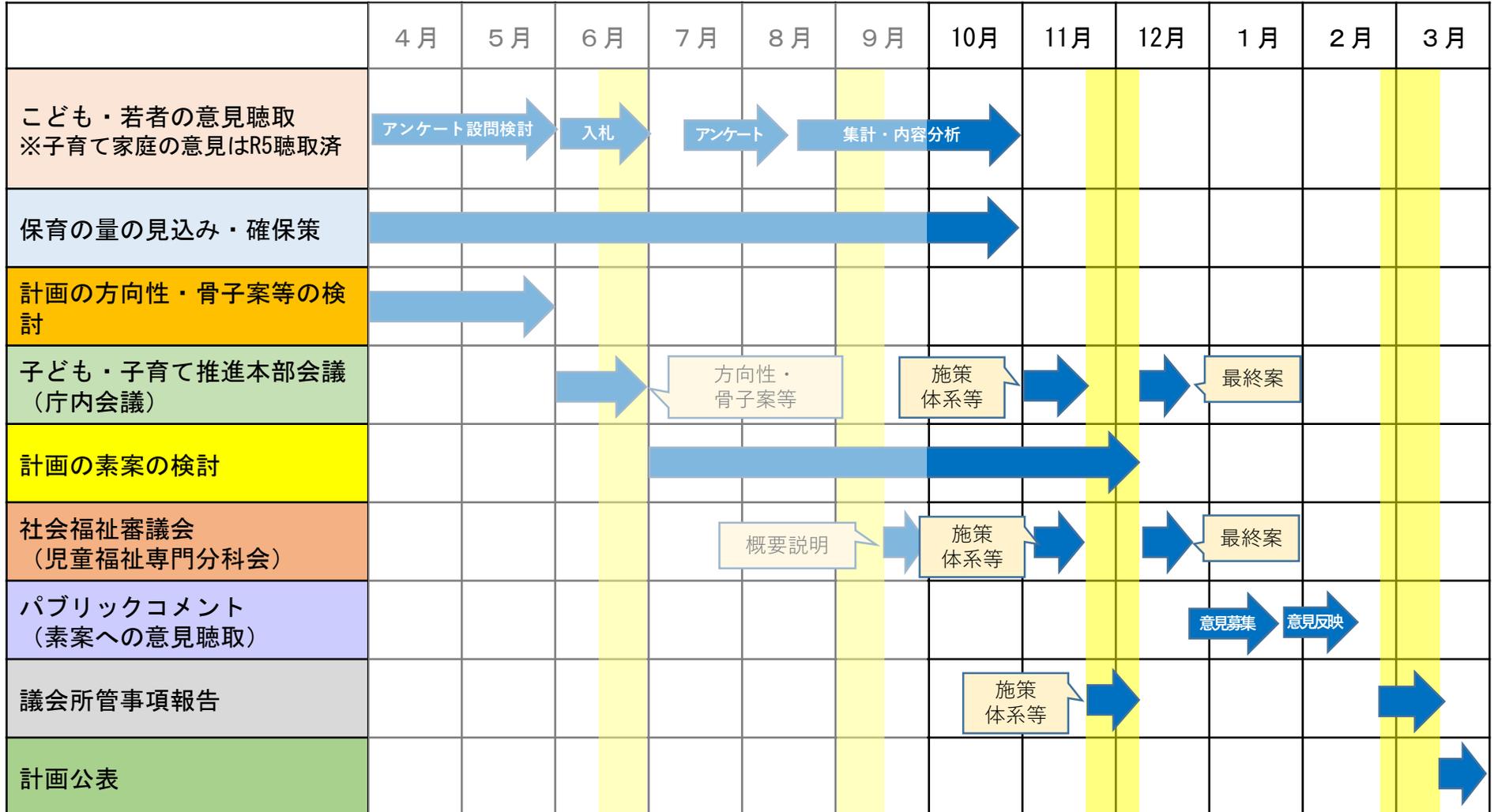
### 基本施策6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

#### 個別施策

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1)地域や企業などの子育て応援取り組みの推進 | 赤ちゃんの駅の設置推進、地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援、イカオサポーターの認定 など |
| (2)ワーク・ライフ・バランスの推進      | ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発、企業の表彰、企業への融資 など                |

### (3) 計画策定スケジュール

: 議会開催時期



## 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について

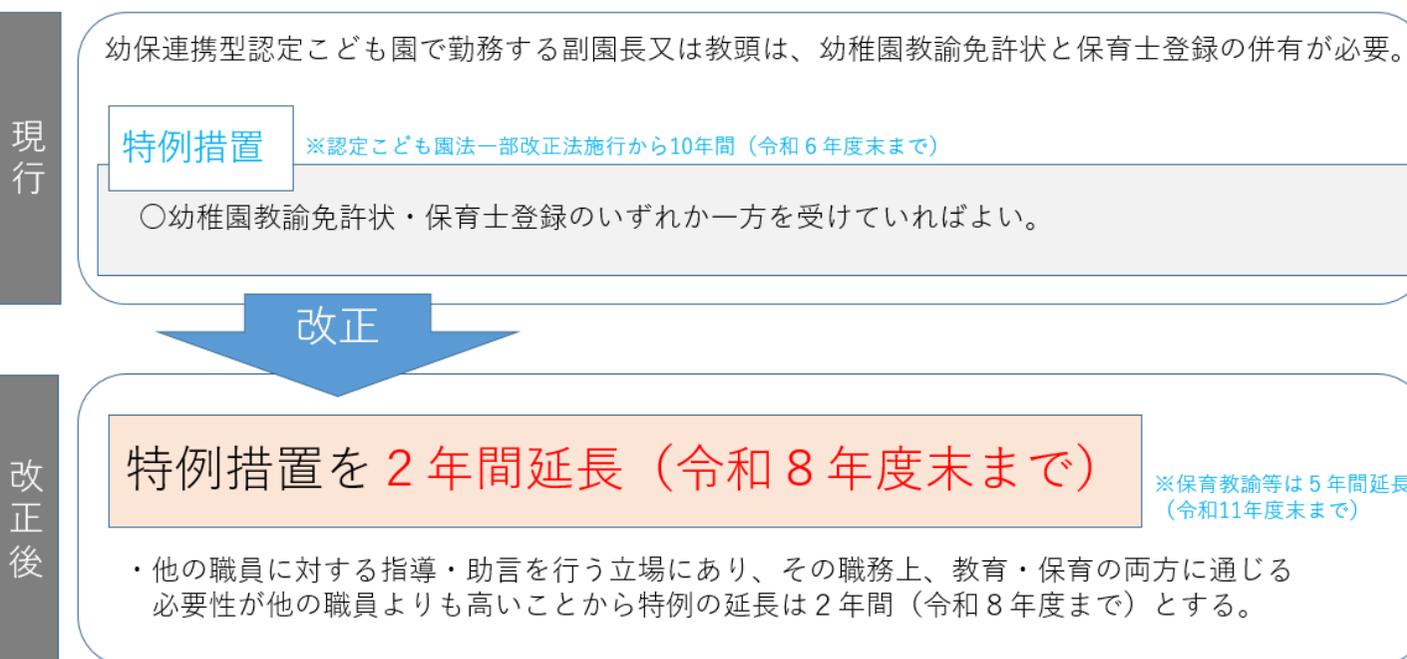
### (1) 関係する市の基準条例

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

※令和5年9月市議会において、基準条例の規定形式の見直しを行い、基本的に国の基準のとおりとしたことから、改正の必要はない

### (2) 概要

幼保連携型認定こども園の職員配置の員数に含めることができる副園長又は教頭については、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者でよいとする特例の期限を延長  
(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)



幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

改正後	改正前
<p>附 則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して<u>十二年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>附 則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して<u>十年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>

(3) 施行期日

公布の日（令和 6 年 9 月 27 日）

### 3 「子どもを守るネットワーク」と「地域コミュニティ連絡協議会」におけるモデル事業の検証等について

#### (1) 各組織の概要・目的

##### ア 子どもを守るネットワーク

子どもを守るネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、平成 15 年に長崎市で起きた子どもにかかる痛ましい事件を受けて、子どもが安全に安心して過ごすことができる住みよいまちづくりを目指し、平成 17 年に各小学校区で組織され、現在、66 小学校区のすべてに設置されている。

長崎市は、ネットワークが実施するパトロール活動やその活動で得られた情報を共有するための情報交換会に係る経費に対し、財政支援を行っている。

##### イ 地域コミュニティ連絡協議会

人口減少、少子化・高齢化が進行する中でも、今あるつながりを継続し、暮らしやすいまちであり続けるために、自治会等の地域で活動する団体同士が連携、協力を図りながら、地域に必要な取り組みを地域全体で話し合い、実行するしくみとして、平成 31 年 4 月から市内の概ね小学校区の範囲で地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）の設立を推進している。現在、協議会が 47 地区、準備委員会が 6 地区設立されており、市内全体で 78 地区を想定しているため、6 割強の地域でまちづくりの取組みが広がっている。

また、まちづくり計画に基づき協議会が行う自主的・自立的な地区の課題解決に資する事業に係る経費に対し、財政支援を行っている。

#### (2) ネットワークの課題とモデル事業

##### ア ネットワークの課題

ネットワークと協議会は、構成団体や活動内容の一部が重複している地域もあることから、地域から活動や事務の負担等に関する課題の声があがっていたため、令和 6 年度に複数地区において課題解決に向けたモデル事業を実施し、その効果の検証等を行ったうえで、令和 7 年度以降の進め方を検討していくこととしている。

<イメージ図>

#### 地域コミュニティ連絡協議会

- ・ 連合自治会
- ・ 自治会
- ・ 社会福祉協議会 地区支部
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 老人クラブ
- ・ 消防団
- ・ 婦人会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ N P O
- ・ **子どもを守るネットワーク**
- ・ 青少年育成協議会
- ・ P T A
- ・ 学校
- ・ 少年補導委員協議会
- ・ こども会
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所
- ・ 事業者
- ・ 病院 等

※地区によって構成団体は異なる

## イ モデル事業

(ア) 事業概要 ※「令和6年2月議会 委員会資料」より

- ・ ネットワークを協議会のしくみへ一本化し、役員の会議出席等の負担軽減を図る。
- ・ ネットワークの趣旨や活動（巡回活動及び情報交換会）を協議会に引き継ぐことにより、協議会の構成団体が連携して企画・活動することで参加者拡大などの効果や活動の負担軽減を図る。
- ・ ネットワークの補助金を地域コミュニティ推進交付金の申請に一本化することで、交付申請や実績報告の事務負担の軽減を図る。なお、ネットワークの事業の経費は、交付金の中で対応することとする。

## (イ) モデル地区

- ・ 人口やエリアのバランスと協議会設立時のモデル地区を考慮し、10地区選定した。
- ・ 土井首の協議会には、土井首及び南陽小学校区の2つのネットワークが包含されるため、全体としては10の協議会と11のネットワークを対象にモデル事業を実施した。

人口	エリア（総合事務所管轄）				合計
	中央	東	南	北	
～1,000人	手熊				1
～3,000人	式見			形上	2
～5,000人	ダイヤモンド		香焼		2
～7,000人	横尾、北陽				2
～10,000人		高城台			1
10,000人以上	戸町		土井首		2
合計	6	1	2	1	10

### (ウ) モデル地区の意見

モデル地区におけるネットワーク事業に関するアンケート（7月）及びモデル地区の代表者等が一堂に会した意見交換会（8月）における主な意見は次のとおりであった。

なお、令和7年度以降の事業実施について、10地区のうち8地区は「継続しても良い」、2地区は「現時点ではモデル事業の途中であるため結論は出ていない」との回答であった。

項目	主な意見
ネットワーク活動	○活動内容の充実や集約により負担軽減につながっている。（3地区） ○活動の参加者が増加した。（2地区） ×2つのパトロールを同時に開催したかったが、既に日程が決まっていたこともあり調整が難しかった。（1地区）
組織	○役員の会議出席等の負担軽減につながっている。（5地区） ○連携する関係団体が増加した。関係団体との連携が強まった。（5地区） ○小学校との連携は変わりなくできている。（7地区） ○小学校との連携がより深まった。（2地区） ×モデル事業を実施するにあたり、学校等の構成団体とのすり合わせが必要であるため、会議出席等の負担が増えた。（1地区）
補助金申請等の事務	○補助金申請等の事務の負担軽減につながった。（4地区） ○パトロール活動経費は、地域の工夫によって交付金で対応できた。（9地区） ×活動経費は、別途確保してほしい。（8地区）

### (3) 令和7年度以降の進め方

モデル地区の意見等を踏まえ、令和7年度以降のネットワークと協議会の連携については、次のとおり推進していくこととしたい。

- ・ ネットワーク活動や組織は、地域によって様々な状況があることから、具体的な活動内容や組織のあり方等については、地域の主体性を尊重しつつ、課題解決に向けた取り組みを進めることとする。
- ・ ネットワーク補助金の申請については、地域の実情に応じて地域コミュニティ推進交付金の申請手続きと一本化し、ネットワーク活動に係る経費（上限額7万円）を交付金と合わせて協議会へ交付する。ただし、補助金と交付金はそれぞれ用途が分かるよう管理するものとする。

#### (4) スケジュール

令和 6 年度				令和 7 年度以降
4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4 月～
	● 7 月 モデル地区 アンケート	● 8 月 モデル地区 意見交換会	● 12 月 ネットワーク及び 協議会代表者会議	

#### 【参考】

#### 子どもを守るネットワーク及び地域コミュニティ連絡協議会の概要

		子どもを守るネットワーク (所管：こどもみらい課)	地域コミュニティ連絡協議会 (所管：地域コミュニティ推進室)
<b>ア 組 織</b>	① 目的	子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりをするために、地域の団体・組織・個人など地域の力を結集してネットワークを作り、安全確保のための活動を展開して、社会全体で子どもたちを守っていく。	長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを推進する。
	② 制度開始	平成 17 年 6 月	平成 31 年 4 月
	③ 範囲	小学校区	概ね現行の小学校区又は統廃合前の小学校区を基礎とする連合自治会の区域
	④ 構成団体	青少年育成協議会、PTA、自治会、小中学校、幼稚園、保育所等の団体	自治会をはじめとする地域の様々な団体 ・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の 8 割以上 ・連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、社会福祉協議会地区支部、PTA、民生委員児童委員協議会、学校等の相当数
	⑤ 設置状況 (R6.10.31 現在)	55/66 小学校区 ※11 小学校区はモデル事業により活動	47/78 地区 (組織率 60.3%) ※準備委員会 6 地区

		子どもを守るネットワーク (所管：こどもみらい課)	地域コミュニティ連絡協議会 (所管：地域コミュニティ推進室)
イ 活 動	① 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回活動（月1回程度）</li> <li>・啓発的なパトロール（7月強調月間）</li> <li>・情報交換会</li> </ul>	地域コミュニティ連絡協議会が主催者となり、まちづくり計画に基づく自主的・自立的な地区の課題の解決に資する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のつながりづくり（交流）事業</li> <li>・防災、防犯事業</li> <li>・子ども事業</li> <li>・高齢者福祉事業</li> <li>・環境事業</li> <li>・伝統、文化事業 等</li> </ul>
	ウ 補 助 金		
	① 名称	長崎市子どもを守るネットワーク推進費補助金	長崎市地域コミュニティ推進交付金
	② 目的	子どもを守るネットワークの活動を支援するため	地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進に資するため
	③ 補助額 (上限額)	巡回活動費（7万円） ※補助率 10/10	基礎割(50万円)と人口加算割(400円×人口)の合計額 ※補助率 10/10
	④ 財源	一般財源	地域振興基金
	⑤ R6 予算額 (R5 決算額)	R6 予算額：4,620 千円 (R5 決算額：4,443 千円)	R6 予算額：146,790 千円 (R5 決算額：87,782 千円)